

(11) 安全な市街地の整備（復興まちづくり）

取組項目Ⅱ-(11)-① 被害を受けた市街地における建築制限の実施

取組概要

強い揺れや津波等により、市街地全体が大きな被害を受けた地域では、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、事業の支障となるような無秩序な建築行為が行われることを防ぐ必要がある。市町が、建築基準法に基づく建築制限（1か月間、さらに1か月の延長可）を実施する際は、制限区域の指定など市町と必要な調整を行う。なお、当該市町が特定行政庁でない場合は、県において建築制限区域の指定・告示の手続きを実施する。

また、被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域に指定された地域においては、都市計画事業を導入するまでの間、長期的な建築制限（最長2年間）を実施する。

実施時期

震災1週間～

市町に期待する役割

特定行政庁である市町においては、復旧・復興事業の支障となる無秩序な建築行為が行われないよう、被災地における建築制限を実施する。また、当該市町が特定行政庁でない場合は、建築制限の実施について、県と協議・調整を行う。

なお、これらの制限を行う旨については、告示のほか取り得る方法を用いて指定地区の住民に対して周知を行う。

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県（特定行政庁）では、建築基準法に基づき、平成23年4月8日付け告示により、特に被害が大きかった気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市及び名取市を対象に建築制限区域の指定を行い、「東日本大震災による甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」による期間延長を経て、11月10日まで実施した。（山元町においても、7月1日以降、建築制限を実施した。）

対象区域は、津波で浸水した市街地のうち、都市計画用途地域を主な対象とし、土地利用の再配置や道路、公園及び下水道等社会資本の再整備が見込まれた地域について、市町長の意見をもとに指定した。このほか、特

定行政庁である石巻市も市長の権限により制限を実施した。

取組項目Ⅱ-(11)-② 被災市町の復興まちづくり計画の策定支援

取組概要

住民が震災前よりも安全に暮らすことができるよう、防災機能が強化された都市構造への転換を図るとともに、地域産業や地域経済の一層の活性化につなげる新たなまちづくりに向けて、被災した市町においては、復興まちづくりに向けた検討を早急に行う必要に迫られる。

東日本大震災での先例を参考とすれば、被災直後の震災対応に追われる市町村において、高台移転、職住分離、多重防御など、復興まちづくりの検討を行うための時間的・人的余裕がなかったことから、県が市町村の復興まちづくり計画（方針等）の策定を支援している。

市町が新たなまちの将来像や姿を早期に住民に示し、まちづくりの関連事業に取り組むことができるよう、技術的助言など必要な支援を行う。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

震災後の新たなまちの将来像や姿を早期に住民に示すため、持続可能性が高く地震・津波に強い都市構造や土地利用の再編、住まいと暮らしの再建、産業・経済の復興など、さまざまな観点を盛り込んだ復興まちづくり計画について、各圏域・都市計画区域マスタープランや住民の再建意向等もふまえつつ、市町の復興計画等への反映を図る。

〔宮古市の取組事例〕

宮古市では、被災した地区が 33 地区と多かったため、復興まちづくり計画の検討にあたって、被災規模に応じて住民意向の把握手法を 2 種類に分けることとした。

被災戸数が 100 戸以上の地区（10 地区）については、ワークショップ形式による復興まちづくり検討会を設置し、自治会、消防団、商店街、PTA 等から選出された住民代表が主体となり、地区計画を作成し市長に提言した。一方、被災戸数が 40 戸未満の地区（23 地区）については、地区内の住民全員を対象とする意見交換会や個別の意向確認を行い、適宜計画に反映させていった。

[釜石市の取組事例]

釜石市では、復興まちづくりを進めるにあたって、市内 21 地区ごとに、住民、事業者、地権者を対象とする「復興まちづくり協議会」と地権者を対象とする「地権者連絡会」を設置し、これらを両輪として権利関係等を有する当事者とともに検討を行った。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、復興計画の策定に先立ち、平成 23 年 7 月に被災世帯を対象とした「復興まちづくりに関する市民意向調査」を実施した。調査では現地再建の希望が多く出たほか、さらに地区懇談会において、市民から幅広く意見を聴取した結果、「塩竈市震災復興計画」では、「長い間住み慣れた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」という現地再建が、計画の基本理念となった。

[南三陸町の取組事例]

南三陸町では、平成 23 年 6 月に、町民に対して、「震災復興町民会議」委員の募集を行い、24 名の委員で構成される会議を計 6 回開催し、「基幹道路の整備」、「資源の循環利用」、「地域コミュニティの再生」等の内容を盛り込んだ提言書を取りまとめた。

活用する計画・資料等

- ・圏域・都市計画区域マスタープラン
- ・三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針（平成 28 年 3 月）

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、市町が、直面する震災関連業務に忙殺され、また、専門職員が不足するなど、復興まちづくり計画を検討する余裕がなかったことから、市町における検討が効率的に進められるよう、県において被災市町の立場に立った計画のたたき台を作成し、市町に提供することとした。

具体的には、平成 23 年 4 月 11 日から 21 日にかけて、各市町を訪問し、直接、計画案（第 1 次案）を説明するとともに、第 1 次案に対する市町の意見をふまえ修正した第 2 次案を 5 月 16 日から 19 日にかけて、再度市町を訪問し説明した。

また、その後においても、県と市町が相互に問題意識を共有できるよう、市町職員等を対象に防災集団移転促進事業や土地区画整理事業に関する事業勉強会や意見交換会を開催し、制度活用を進めるとともに、チェックリストを作成するなど市町における計画策定を支援した。

さらに、復興まちづくりにかかる各種事業の行程調整を行うため、「復興



まちづくり事業カルテ」を作成したほか、「復興まちづくり通信」を発行し、各市町における事業進捗や懸案事項に関する情報共有を図った。

なお、これらの実施にあたって、平成 23 年 7 月 1 日付けで土木部内に復興まちづくり推進室を設けるとともに、これまでの復興まちづくりにおける県の取組をまとめた「宮城県復興まちづくりのあゆみ」を、平成 27 年 4 月に策定・公表した。

取組項目Ⅱ-(11)-③ 被災市町の復興まちづくりの円滑な推進

取組概要

被災市町においては、復興まちづくりの実現のため、さまざまな国庫補助事業等を組み合わせた具体的な整備計画を策定する必要性が生じる。

東日本大震災では、平成 23 年 12 月に、「東日本大震災復興特別区域法」が施行され、国が認めた場合に計画策定により特例措置が講じられることとなった。このうち復興整備計画は、各市町村が中心となって策定することにより、市街化調整区域における開発許可や農地の転用許可の規制緩和など、各種の特例措置（手続きの一元化、許可基準の緩和、事業制度の創設・拡充等）の適用を受けながら、復興まちづくりに向けた事業を円滑に進めることをねらいとした計画であり、東日本大震災では被害が甚大であった沿岸市町を中心に策定された。

南海トラフ地震が発生した際にも、同様の特例措置が講じられた場合は、被災市町長が会長となり、知事や国の関係機関の長が構成員となって、復興整備計画及びその実施に関し必要な事項を協議する復興整備協議会が市町ごとに設置されることから、東日本大震災の先例を参考として、協議会への参画や随時見直しが行われる計画の適切な運用等について、職員派遣等の人的支援や技術的助言など、必要な支援を実施する。

実施時期

震災 1 年～

市町に期待する役割

南海トラフ地震が発生した際、東日本大震災と同様の特例措置が講じられた場合は、市町が単独もしくは県と共同して復興整備計画を策定するとともに、復興整備協議会の設置・運営を行う。

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、沿岸 15 市町の全てが県と共同して復興整備計画を作成した。これにより、さまざまな手続きが簡素化されることとなったものの、土地利用調整については、各種法令に基づく一定の手続きが残ったままであったため、復興整備協議会の開催（2 か月に 1 回のペース）までの事前調整が重要となった。そこで、土地利用調整業務のノウハウを有する都市計画課が中心となって、事前の調整を行った。

特に、平成 24 年度は、復興整備計画の作成を通じて細かな運用を取り決めていくような時期であったことから、庁内に「復興整備計画WG会議」を設置し、市町との協議・意見交換の中で問題点を抽出し、県が国に働きかけて迅速な運用方法を確立していった。

一方、都市計画の変更も多数必要となったため、従前は年 3 ～ 4 回程度の開催であった都市計画審議会について、復興整備協議会のペースにあわせて、2 か月に 1 回および年度末の計 7 回開催し、計画策定から事業着手に至るまでの各種手続きが滞りなく行われるよう調整を図った。

（庁内の役割分担）

地域復興支援課：復興整備協議会の運営

都市計画課：市町及び国関係機関との土地利用調整業務

関係各課：農業振興課（農地法、農振法）、林業振興課（森林法）、
自然保護課（自然保護法、環境影響評価法、特別名勝松島）
復興まちづくり推進室（市町支援）など

取組項目Ⅱ-(11)-④ 市街地整備（復興）の支援

取組概要

復興まちづくり事業は、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業のほか、東日本大震災を契機に創設された津波復興拠点整備事業や漁業集落機能強化事業、市街地再開発事業が、まちづくり関連 5 事業と称されている。

市町がこれらの事業に取り組むにあたって、県は市町との適切な役割分担のもと、早期の造成工事の着手に向けて市町に助言を行うほか、都市計画決定や事業認可、国土交通大臣同意が円滑に進むよう、国との調整など必要な支援を実施する。

実施時期

震災 1 年～



市町に期待する役割

県との役割分担をふまえ、建築制限区域に指定された私有地の取扱いや住民の合意形成、地域コミュニティの確保等に十分留意しながら、集団移転や土地区画整理など復興まちづくり事業に取り組む。

〔陸前高田市の取組事例〕

東日本大震災の被災地で最大規模と言われるかさ上げ工事に取り組んでいる陸前高田市では、気仙川の右岸（今泉地区）から左岸の中心市街地となる高田地区に、約 500 万立方メートルもの大量の土砂を運搬するため、大がかりなベルトコンベアを建設し、ダンプカーでは約 9 年かかるとされた作業を、平成 26 年 3 月から平成 27 年 9 月までの 1 年半で完了させた。なお、ベルトコンベアが気仙川を渡るための吊り橋は、市民からの公募により「希望のかけ橋」と呼ばれた。

〔釜石市の取組事例〕

釜石市では、活用されていない土地を保有し、かつ復興事業への協力の意思を有する地権者に未利用地にかかる情報を登録していただき、公共事業用地や移転者の代替地として利用することができるよう、「未利用地情報バンク」を設置した。

〔東松島市の取組事例〕

東松島市では、あおい地区（東日本大震災における最大規模の集団移転団地）で実施された土地区画整理事業において、構想段階から住民が参画して事業が進められた。「復興まちづくり整備協議会」では、全戸の約 1 割から役員を選出し、選出された約 40 人の役員が、コミュニティ部会、ペット部会、街並み部会など 8 つの部会を構成し、延べ 200 回を超える会合を開催して、景観ルールや団地の名称などを自主的に決めていった。また、区画の位置取りについても、抽選ではなく話し合いを通じて決定した。このような住民主体の取組に対して、市も、生活再建支援課内に移転支援班を設置し、復興まちづくりに関する情報提供や協議のための場づくりなど、住民合意と移転促進のための支援を行った。

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、面整備を伴う復興まちづくりについて、平成 26 年度末までに、市町村の計画に基づき事業を予定するほぼ全ての地区（157 地区）で事業認可や大臣同意を得た。また、宅地整備については、全 8,237 区画のうち 1,012 区画（12.3%）において、供給が開始された。

(12) 文化の再生

取組項目Ⅱ-(12)-① 文化財・歴史的建造物等の被災状況の把握

取組概要

国・県指定等文化財が被害を受けたとき、その所有者、管理者及び管理団体が調査した被災状況を、県教育委員会は市町教育委員会を通じて速やかに把握するとともに、国指定等文化財については、文化庁に報告を行う。

また、一般社団法人日本建築学会等から一定の評価を受けている歴史的建造物など、歴史的に価値のある建造物や資料等についても、できる限り被災状況の把握に努める。

また、こうした状況把握とあわせて、即時の解体、廃棄、散逸などにつながるよう、市町教育委員会と連携して、応急措置、修理、保全など文化財等の保護に向けた呼びかけや情報提供を所有者、管理者及び管理団体に対して行う。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

国・県指定等文化財が被害を受けたとき、その所有者、管理者及び管理団体が調査した被災状況を、市町教育委員会は県教育委員会に報告する。市町指定等文化財が被害を受けたときは、市町教育委員会がその状況を把握する。

また、被災状況の把握とあわせて、県と連携して、文化財等の保護に向けた呼びかけや情報提供を所有者、管理者及び管理団体に対して行う。

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

震災直後、被災した文化財建造物等の所有者は不安を抱き混乱し、かつ情報が不足する中において、取り壊しもしくは保全修復の判断を迫られる状況に追い込まれた。災害時は被災者の負担軽減を目的として解体費用を全額助成する公費解体が行われることから、それに委ねられた結果、修理可能な文化財建造物等も一部取り壊されてしまった。保全する価値があると考えられる建造物の所有者に対しては、県・市町など関係者が、速やかに情報提供を行い、働きかけを行うことが重要であった。

また、文化財建造物等の保存については、応急危険度判定の際にも注意が必要であった。「要注意」あるいは「危険」と判定されたとしても、一律



かつ即座に取り壊しを求めるものではないものの、直ちに取り壊された例があった。このことについて、文化庁からは、平成 23 年 4 月に「被災建造物応急危険度判定を受けた文化財の取扱いについて」という通知が出され、一定の効果はあったものの、全ての文化財建造物等の所有者にまでは行き届かなかった。

[宮城県の実施事例]

宮城県では、震災直後、市町職員のほとんどが避難所対応にあたっていたため、市町教育委員会を通じての被災文化財調査に着手することができなかった。そのため、宮城県教育委員会は、市町教委を通さずに調査を開始することとし、4 月初旬に（市町指定を含む）指定文化財の状況確認調査を概ね終えた。ただし、全容把握に至るには 9 月末まで要した。

取組項目Ⅱ-(12)-② 被災文化財等の修理・修復

取組概要

国・県指定等文化財が被害を受けたとき、県教育委員会は文化庁または県文化財保護審議会の指示・指導のもとに、市町教育委員会並びに所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置、被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

また、東日本大震災では、被災文化財の緊急保全を行う文化財レスキュー活動が展開されるとともに、震災で被害を受けた国・県指定文化財の修理・修復費用に対する助成が実施されたことから、こうした先例も参考とし必要な対策を検討・実施する。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

国・県・市町指定等文化財が被害を受けたとき、市町教育委員会は県教育委員会の指示・指導のもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急処置、被害拡大防止等の措置について必要な指示・助言を行う。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市にある「十八鳴浜及び九九鳴き浜」は、震災による津波の被害を受けたが、震災後の清掃及びパトロールを実施することによって復旧に努めた。その後、国の天然記念物に指定され、さらなる保護・活用に向けた方策を検討した。また、文化財建造物については、土地区画整理事業と

調整しながら、修復・復原事業を進めた。なお、体制整備については、これらの事業のほか急増する埋蔵文化財調査により、専門職員の確保や専門家による技術支援が必要となった。

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、県立博物館を中心に文化庁と連携しながら、砂泥まじりの海水に浸かった資料の安定化処理や修復作業を実施した。また、復旧・復興事業の進捗に伴って、遺跡の発掘調査員を増加させる必要があったことから、県職員を増員するとともに全国からの派遣職員を受け入れるなど、復興の妨げとならないよう迅速な調査を実施した。あわせて、事業現場において遺跡の現地説明会を開催し、住民に向けて歴史的な価値の発信を行った。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、平成 25 年度から、特別名勝松島の指定地内で復旧・復興事業を円滑に推進するため、松島の文化的価値と復興計画の両立を図ることが必要とされ、従来は国が判断していた指定地内の現状変更許可の一部権限委譲を受けて、宮城県文化財保護審議会松島部会を設置し、事業者からの申請を適切かつ迅速に判断する体制を整備した。

〔東日本大震災被災地派遣職員活動記録集から〕

迅速な復興事業の推進と文化財保護の観点から、復興計画策定の初期段階から文化財担当者も関わるべきである。復興事業において、埋蔵文化財の発掘調査を回避することが可能であれば、回避できる方策を開発部局と調整して計画することが、円滑な復興を後押しすることになる。

取組項目Ⅱ-(12)-③ 文化・社会教育施設の再開

取組概要

震災により文化・社会教育施設が直接被災するほか、震災直後はこれらの施設についても、応急対策活動の拠点や避難所として利用されることが想定される。一方で、文化・社会教育分野の復興は、被災者生活の中での人々の潤いや憩い、復興に立ち向かう人々の活力の源になるものであることから、早期に施設の再開を行う必要がある。

震災で被害を受けた県立の文化・社会教育施設の復旧に取り組むほか、市町の公民館等の社会教育施設の機能復旧を支援する。また、民間の博物館等の復旧についても、東日本大震災の先例を参考として、必要な支援策

を検討する。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

応急対策活動の縮小と平行して、施設の被害状況を勘案して市町の社会教育施設の復旧に取り組む。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、生涯学習施設で実施する講座や展示事業について、事業内容を一部変更するとともに、休館が長引く施設については、コミュニティセンターや児童館等の施設を利用するなどして、できる限りの事業を実施した。

また、図書館では、玄関前で臨時窓口を開設し、本の貸し出しや新聞の閲覧を実施した。さらに、避難所での避難生活が長期化している被災者に向けて除籍本を活用して配本を行うとともに、希望のあった避難所を訪問して児童向けの読み聞かせ活動や児童館への出前お話会を実施するなど、閉館中においてもさまざまな活動を行った。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、津波被害を受けた伝統芸能団体及び民族芸能団体が数多くあり、その活動継続に支障が生じたことから、被災した練習施設等の整備に対する補助を行ったほか、文化振興基金助成事業を通じて、破損または紛失した郷土芸能用具を購入する費用や津波被害を受けた団体が実施する公演費用を助成することにより、地域のアイデンティティの再認識やコミュニティの再構築に向けての支援を実施した。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、復興基金を活用し、国・県・市町指定文化財の修理・修繕に要する経費の一部を助成したほか、社会教育関連団体施設や私立博物館等の災害復旧に要する経費の一部についても補助を行った。(ただし、未指定文化財については、復興基金の対象とならなかったため、民間へ寄付を呼びかけ修理を実施した。)

4 復興に向けた対策（Ⅲ なりわいや産業の復興）

＜産業・経済の復興＞

三重県では、四季の変化に富んだ自然環境に適応した農村地域におけるさまざまな活動、県土の3分の2を占める森林、津々浦々の漁港と豊かな漁場など、それぞれの特徴を活かした多様な農林水産業が営まれています。また、他府県と比べて経済活動に占める製造業の割合が高いなど、多様で高度な製造業が集積しているほか、県内各地では県民生活に密着した商業が展開され県民の暮らしを支えています。さらに、豊かな自然、歴史・文化、海山の幸に恵まれているなど我が国有数の観光県でもあります。

三重県が大規模災害からの復興をめざすとき、産業・経済の復興なくして、かつての被災地の活力やにぎわいを取り戻すことはできません。

農業については、農地・農業用施設等の復旧を進めるとともに、早期の営農再開に向けた体制の整備、安定生産に向けた技術支援等に取り組んでいく必要があります。

林業については、木材産業の早期再建を図るとともに、住宅再建等による木材需要の増大に対応するため、木材製品の安定供給に向けた取組を支援していく必要があります。

また、津波により甚大な被害を受ける、水産業の早期再開を図るためには、漁港・漁場に散乱・堆積した災害廃棄物の撤去を行い、漁船の係留・停泊機能を回復させるとともに、被災した漁業者の経営再建を支援していく必要があります。さらに、魚市場や水産加工施設等の施設・設備の復旧・整備に取り組むなど、流通・加工体制の構築を図っていくことも必要となります。

次に、商工業の再建については、被災した事業者の経営再開に向けた相談体制の整備や損壊した工場や設備等の復旧に対する支援等を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな復興まちづくりと歩調を合わせた商店街の整備によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援していく必要があります。

また、観光業の復興に向けては、被災した観光事業者の早期再建に向けた支援等に取り組む必要があります。全国的な観光の自粛ムードが広がるなか、観光地の正確な情報を発信するほか、国内外からの誘客促進を図るなど観光需要の喚起に向けた取組を実施することが必要です。

なお、なりわいや産業の復興に取り組む過程において、共通して浮上してくる大きな課題が、震災で失われる販路の回復です。製品・商品等の高生産性・高付加価値化を促進するなど、安定的な販路を確保していくための支援が必要となります。

(1) 農業の経営再建

取組項目Ⅲ-(1)-① 農業の被害状況の把握

取組概要

農地及び農業用施設の被害を早期に回復するため、「三重県農業復旧・復興本部（仮称）」を設置する。

被災した農地、農業用施設、農業者等の被災状況について、市町、農業関係団体等を通じて把握する。

また、一旦把握した後についても、必要に応じて関係団体等あるいは事業者に対して調査を行うなど、定期的に被害からの復旧状況を確認・把握するとともに、復興に向けて、被災した農業者等が抱える課題の把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した農地、農業用施設、農業者等の被害状況及び復旧状況の確認・把握に努める。また、被災した農業者等が抱える課題の把握に努める。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、平成 23 年 7 月末までに、被災した市東部地域の農業者を対象として意向調査を実施した。今後の営農については 77.4%の農業者から今後も継続したいとの回答が得られた一方、11.3%の農業者は農業をやめたいと回答した。

また、同地域の認定農業者の意向を把握するため、同年 7 月 29 日から 8 月 5 日にかけて意見交換会を開催した。参加者は認定農業者約 50 人であり、東部地域の農業の将来像や自身の農業経営の将来像について意見を交換した。会場からは、大規模ほ場整備の推進による生産性の向上、経営基盤強化の支援を望む声が多く聞かれたほか、営農再開のために早期に排水機場の整備を求める要望や行政、農協等からのこまめな情報提供を望む声が聞かれた。

活用する計画・資料等

- ・ 三重県農業版 B C P（仮称）（平成 28 年 3 月）

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

被害調査は通常、市町村が行うものの、沿岸地域の市町村は被災によって対応が困難であったことから、代わって岩手県が被害調査を行った。調査にあたっては、岩手県土地改良事業団体連合会、コンサルタント、農村災害復旧専門技術者、県職員OBなどで構成される、官民協働による調査チーム「農地・農業用施設災害復旧支援隊（NSS）」を編成し対応した。調査の結果、沿岸地域の被害箇所は12,280箇所に及び、その半分以上は陸前高田市が占めることが判明した。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、農地の約11%が津波の被害を受けた。海水が浸水したほか、大量の泥土や災害廃棄物が堆積したため、早期に農地の復旧を行う必要があった。また、農機具や生産基盤施設なども損壊したため、営農再開が大きく遅れることが懸念された。震災翌日の平成23年3月12日から、農地・農業用施設の被害状況調査を開始した。

また、同年10月に、「みやぎの農業・農村復興計画」を策定するとともに、市町ごとに復興計画支援チームを設置し、市町の復興整備計画作成の支援を行った。あわせて、津波被害区域の農業・農村の復興に向けた、生産基盤整備の方向性を検討するため、被災農家の意向調査を実施し農業農村復興整備構想を作成した。

取組項目Ⅲ-(1)-② 被災農地及び農業用施設の復旧・機能の回復

取組概要

発災後、浸水区域の排水を行うため、応急排水ポンプの手配など復旧にかかる資材確保を図るとともに、被災地域における生存家畜の緊急飼育所の確保、死亡家畜の処分場の確保など、応急的な対策を実施する。

応急復旧活動に引き続き、営農の再開に向け、排水機場の復旧を進め、下流域から排水作業に取り組むとともに、農地に堆積した泥土や海水と共に流入した災害廃棄物の除去、用水機能の確保など農業用施設の復旧、農地の除塩など、生産基盤の早期復旧に取り組む。

また、水稻乾燥調製施設や農業用倉庫等の共同利用施設の復旧に取り組むとともに、園芸施設や畜舎の復旧に向けた取組も実施する。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災農地及び農業用施設の応急復旧活動に取り組むとともに、引き続き、本格復旧に向けた取組を実施する。

〔仙台市の取組事例〕

仙台市では、平成 23 年 7 月 1 日から農地に流入した災害廃棄物の撤去を開始した。作業予定については、概ね 1 週間単位で、市のホームページや各避難所、J A 仙台の各支店と中央営農センター、仙台東土地改良区に掲示し周知を図った。また、撤去にあたっては、J A 仙台及び仙台東土地改良区と連携し被災した農業者を雇用することにより、延べ 1,202 人の農業者が作業に従事した。

活用する計画・資料等

- ・三重県農業版 B C P（仮称）（平成 28 年 3 月）

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、復旧が必要な農地約 13,000ha について、平成 25 年度までに復旧可能な農地の復旧を終える計画のもと、11,692ha を復旧させた。海岸線に近く被害が甚大であった区域においては、計画期間を延長し平成 30 年度完了を目標として、引き続き、復旧工事が実施されることとなった。なお、この進捗遅れの事由については、防潮堤や河川堤防が復旧しないと農地復旧に着手できない箇所がある、復旧工事に必要な盛土材、特に表土（耕作土）に使う良質な客土材の確保が難しい等の課題が挙げられた。

また、農業生産・経営の早期再生のため、共同利用施設の復旧及び再編整備を行うとともに、経営再開に必要な農業機械や資機材の導入等の支援を行った。

震災によるライフラインの途絶により家畜飼養が困難となった生産者や、被災家畜を継続飼養することが困難となった生産者を救済し、農業生産力を維持するため、震災家畜の避難に対する支援を行った。

また、園芸施設、畜舎等の復旧にかかる共同作業に対して支援金を交付したほか、浸水被害を受けた保管庫内の米穀や大豆について、市町の委託を受けて廃棄物処理を行うとともに、死亡した家畜の処理費用について助成を行った。

取組項目Ⅲ-(1)-③ 農業者等の経営再建に向けた相談等の実施

取組概要

被災した農業者等は、農地の被災、農業機械や資機材の損壊等に加え、高齢化・後継者不足等に伴う営農再開意欲の低下など、早期回復や経営再建を図る上で多くの課題を抱えている。

災害復旧関連の取り得る金融支援について検討を行うとともに、早期の営農再開に向けた各種相談に対応することができるよう相談体制の強化を図る。

実施時期

震災 2 週間～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、融資制度にかかる情報提供や活用促進、営農再開に向けての相談窓口の設置など、被災した農業者等の経営再建を支援する。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、被災した農業者の経営再建を支援するため、復旧資金の融資制度を創設した。貸付額は個人 500 万円、団体等 2,000 万円を上限とし、被害額と比較し、より低い額を限度額とした。資金使途は機械、施設等の修繕及び更新等に要する費用、その他経営再建に要する費用で、償還期間は 6 年以内で据置期間を 1 年以内に設定した。

活用する計画・資料等

- ・三重県農業版 B C P（仮称）（平成 28 年 3 月）

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、被災農業者の営農再開及び経営継続に向け、平成 23 年 3 月 14 日に、東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）を設置するとともに、18 日に畜産関係被害相談窓口を設置し、相談対応にあたった。

また、5 月に農林業関係機関向け説明会（金融相談）を開催するなど、被災農業者に対し各種農業制度資金の周知を図った。

取組項目Ⅲ-(1)-④ 安定生産に向けた技術支援

取組概要

除塩を行った農地では、土壌環境が大きく変化し、生産が不安定となることから、安定的な品質及び生産量を確保するため、栽培品種の選定や栽培技術に関する指導等を実施する。

なかでも、除塩後の水田については、作業後の数年間は、水稻などの生育が不安定になることが考えられるため、継続した土壌改良を実施する。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、除塩を行った農地で安定生産に向けた技術支援を実施する。

活用する計画・資料等

- ・ 三重県農業版 B C P（仮称）（平成 28 年 3 月）

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県の古川農業試験場では、震災後、県水稻奨励品種の耐塩性評価を実施し、「ひとめぼれ」と「まなむすめ」由来の変異系統を利用して、塩害耐性に優れる水稻品種の開発に向けた取組を進めている。

取組項目Ⅲ-(1)-⑤ 県産農産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

取組概要

震災により縮小もしくは喪失した県産農畜産物の需要の回復・販路の回復を図るとともに、さらなる販路開拓・取引拡大のため、プロモーション活動の強化、新たな起業・創業に対する支援、付加価値の高い商品の開発・流通促進などの取組を総合的に実施することにより、早期の農業の経営再建を支援する。

実施時期

震災 3 か月～



市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、県産農畜産物の需要の回復・販路の回復を図るとともに、プロモーション活動の強化など販路開拓・取引拡大に向けた取組を支援する。

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、縮小した販路の回復・拡大に向け、全国の消費者やシェフ等を対象とした生活情報誌・電車広告・料理専門誌等でのPR、大都市圏での物産フェアや商談会、産地見学会などに取り組み、県産農林水産物の安全・安心と魅力の発信を行った。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、県産品のブランド化を支援するため、ブランド品創出を担う人材育成、県産食材のマッチング支援、食材王国みやぎフェアなどを実施したほか、復旧・復興に関する情報発信を民間企業との連携により行った。

また、農商工連携により、県産農林水産物等の高付加価値化・ブランド化を促進する取組も行った。

加えて、震災により低迷する経済活動を活性化させるため、食品製造企業に対する県産農林水産物や生産者に関する情報提供、県産農林水産物の需要拡大に向けた生産者と実需者とのマッチング支援や商品開発支援を行った。



(2) 林業の経営再建

取組項目Ⅲ-(2)-① 林業の被害状況の把握

取組概要

被災した木材加工流通施設等の林産施設、林道等の林業用施設、林業者等の被災状況について、市町、林業関係団体等を通じて把握する。

また、一旦把握した後についても、必要に応じて関係団体等あるいは事業者に対して調査を行うなど、定期的に被害からの復旧状況を確認・把握するとともに、復興に向けて、被災した林業者等が抱える課題の把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した林産施設、林業用施設、林業者等の被害状況及び復旧状況の確認・把握に努める。また、被災した林業者等が抱える課題の把握に努める。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成23年3月30日に木材加工施設の被害状況を把握するため現地調査を開始したほか、続いて4月上旬に林道の被害状況確認を実施した。

取組項目Ⅲ-(2)-② 林産施設、林道等の復旧・機能の回復

取組概要

発災後、林道等の応急復旧活動に取り組むとともに、引き続き、被災した木材加工流通施設など生産基盤となる施設の復旧・整備、林道等の林業用施設の本格復旧等の取組を進めることにより、林業・木材産業の早期の操業再開を支援し、木材供給の確保を図る。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、林道等の応急復旧活動に取り組むとともに、引き続き、本格復旧に向けた取組を実施する。

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、津波によって流失・損壊した高性能林業機械や被害が甚大で本格的な復旧が必要な木材加工施設等の修繕・再整備の支援や、宮古市摂待地区などの被災した防潮林の再生に取り組んだ。平成 26 年度は、木材加工流通施設等復旧対策事業による合板工場の整備が終了し、これにより全ての合板工場の復旧・整備が完了した。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、合板工場や製材工場などの木材加工施設について平成 25 年度末までに全ての復旧を完了させた。林道施設については、平成 25 年度までに、被災箇所 62 箇所のうち 61 箇所において復旧工事が完了し、残る 1 箇所についても平成 27 年度から事業着手する計画となった。

取組項目Ⅲ-(2)-③ 林業者等の経営再建に向けた相談等の実施

取組概要

被災した林業者等は、林産施設の被災、林業生産用の機械・設備の損壊に加え、高齢化・後継者不足等に伴う操業再開意欲の低下など、早期回復や経営再建を図る上で多くの課題を抱えている。

災害復旧関連の取り得る金融支援について検討を行うとともに、早期の操業再開に向けた各種相談に対応することができるよう相談体制の強化を図る。

実施時期

震災 2 週間～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、融資制度にかかる情報提供や活用促進、操業再開に向けての相談窓口の設置など、被災した林業者等の経営再建を支援する。

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、被災した林業者の操業再開及び経営継続に向け、平成 23 年 3 月 14 日に東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）を設置するとともに、5 月には農林業関係機関向け説明会（金融相談）を開催するなど、被災林業者に対し林業関係融資制度の周知を図った。

取組項目Ⅲ-(2)-④ 県産木材の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

取組概要

震災により縮小もしくは喪失した県産木材の需要の回復・販路の回復を図るとともに、さらなる販路開拓・取引拡大のため、住宅再建や公共施設の復旧などにおいて県産木材の積極的な活用を行うほか、プロモーション活動の強化、新たな起業・創業に対する支援、付加価値の高い商品の開発・流通促進などの取組を総合的に実施することにより、早期の林業の経営再建を支援する。

実施時期

震災 3 か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、県産木材の需要の回復・販路の回復を図るとともに、住宅や公共施設の再建等に県産木材の活用を行うほか、プロモーション活動の強化など販路開拓・取引拡大に向けた取組を支援する。

〔塩竈市の取組事例〕

塩竈市では、災害公営住宅は画一的なものでなく、居住希望者の生活様式に対応できるよう地区ごとに形式や構造、間取りなど異なる仕様とした。伊保石地区では、県産木材を使用（50%以上使用）した多家族世帯向けの戸建木造の災害公営住宅が建設された。

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、平成 23 年 10 月に「みやぎ森林・林業の震災復興プラン」を策定し、「森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興」を主要課題の一つに掲げて取組を進めた。なかでも、南三陸町において、地元森林組合や建設職組合等により地域産材を用いた応急仮設住宅の整備が行われた



ことを皮切りに、住宅再建等の復興需要も追い風となり、平成 25 年の製品出荷額は震災前の 149%まで増加した。

また、平成 24 年 3 月には「みやぎ材利用拡大行動計画」を策定し、県が整備する公共施設等への県産材の積極的な活用に関する方針を定め、平成 24 年度は 17 施設、平成 25 年度は 3 施設の公共施設等の木造化・木質化に取り組み、利用促進と普及を図った。

(3) 水産業の経営再建

取組項目Ⅲ-(3)-① 水産業の被害状況の把握

取組概要

被災した漁船・漁具・養殖施設・漁場等の漁業施設、漁港・市場・加工場等の水産関連施設、養殖水産物、漁業者等の被災状況について、市町、水産関係団体等を通じて把握する。

また、一旦把握した後についても、必要に応じて関係団体等あるいは事業者に対して調査を行うなど、定期的に被害からの復旧状況を確認・把握するとともに、復興に向けて、被災した漁業者等が抱える課題の把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した漁業施設、水産関連施設、養殖水産物、漁業者等の被害状況及び復旧状況の確認・把握に努める。また、被災した漁業者等が抱える課題の把握に努める。

活用する計画・資料等

- ・ 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定（平成 27 年 1 月）
- ・ 漁港 B C P 策定マニュアル（仮称）（平成 28 年 3 月）

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、震災直後から、宮城県漁業協同組合及び水産業関係者から電話等により各漁港等の被害状況について情報収集したほか、職員も現地確認を行い、被害の状況把握を行った。

津波により陸上に打ち上げられ、処理の必要のある船舶が約 1,300 隻に上り、平成 23 年 4 月 11 日から 5 月 18 日まで、陸揚げ漁船状況調査を実施した。

また、沖合漁場における災害廃棄物の堆積状況を調べるため、マルチスキャンソナーによる海底状況調査を同年 9 月末から 12 月まで実施した。その結果、約 250 万立方メートルの廃棄物が沖合域へ流出・堆積していることが推定されるに至った。

取組項目Ⅲ-(3)-② 漁港、漁場、水産加工施設等の復旧・機能の回復

取組概要

発災後、最優先課題として、漁港・漁場に散乱・堆積した災害廃棄物の撤去、被災した水産加工施設内の冷凍水産物の処分等に取り組むとともに、漁港の岸壁や荷さばき所の応急復旧、また、地震による地盤沈下が顕著であった場合には岸壁のかさ上げ仮工事など、漁船の係留・停泊機能の回復を図るための応急的な対策を実施する。

応急復旧活動に引き続き、水産業の早期再開に向け、漁場に流出した災害廃棄物の撤去作業の継続、魚市場や水産加工施設の機能回復に向けた復旧・整備、養殖業の再開に不可欠な種苗の確保など、水産関連施設や生産基盤の復旧に取り組む。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、漁港からの災害廃棄物の撤去など応急復旧活動に取り組むとともに、引き続き、本格復旧に向けた取組を実施する。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、震災直後、業界団体と市が共同で水産加工団地の電力や冷却用水の機能確保に取り組むとともに、復旧後は水産加工業の復興を支援するため、国による交付金事業や独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮設水産加工場整備事業等を柱として支援策を講じた。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市では、防潮堤等の整備にあたって、従前と比較して堤防の計画高が高いことに対する抵抗感や、磯資源・海水浴場など砂浜の回復といった観点から、住民の理解が得られない箇所があり、合意が得られた箇所から工事に着手した。一方で、漁港を中心として漁業者等からは、一刻も早い生産活動の復旧のため、早期の整備を求める声が寄せられた。

活用する計画・資料等

- ・ 漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定（平成 27 年 1 月）
- ・ 漁港 B C P 策定マニュアル（仮称）（平成 28 年 3 月）

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、被災した小規模漁港を含めた漁港全てを復旧させる方針を早期に打ち出した。これは、サケなどの定置網漁業、ワカメ、コンブなどの養殖漁業、ウニ、アワビなどの採介藻漁業など、前浜での漁業が盛んに営まれていたこと、漁港は水揚げの場というだけでなく生産と生活の基盤であるという岩手県漁業の特徴をふまえての方針であった。平成 26 年度末までに、県管理 31 漁港全てにおいて、潮位にかかわらず陸揚げが可能となるよう復旧・整備に取り組んだ。また、漁業協同組合等による漁業者が共同利用する漁船に対する補助として 6,476 隻の新規登録漁船の整備を支援するとともに、養殖施設については、17,377 台（被災数 25,841 台）の整備について支援を行った。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、県管理 27 漁港及び市町管理漁港について順次、災害廃棄物を除去し、平成 23 年 12 月までに撤去を完了させた。また、冷凍冷蔵機能の喪失により腐敗し悪臭を放つなどの問題を引き起こしていた冷凍水産物についても処理を行い、海洋投入や埋め立て等により、7 月 1 日までに約 72,000 トンの処理を終えた。

災害廃棄物の撤去後は、岸壁エプロンや臨港道路等の漁港周辺の応急復旧工事、卸売市場や水産共同利用施設、造船所等の水産関連施設の復旧に取り組み、漁港機能の早期回復を図った。特に集積拠点となる県営漁港 5 港（気仙沼・志津川・女川・石巻・塩釜）については、優先的に応急復旧を行った。

養殖業では、養殖施設のほぼ全てが流失し、被害額は約 282 億円に上った。養殖業の再開に向けて、養殖施設の災害査定を行ったほか、養殖業者の協業化による養殖用資機材の修繕、購入及び簡易作業テント等の設置を支援した。

県では、平成 23 年 10 月に「宮城県水産業復興プラン」を策定し、震災からの水産業の復旧・復興のために展開すべき施策の方向性を示した。プランでは、単なる原形復旧ではなく、「新たな水産業の創造」として、漁港のあり方と集約再編の検討、経営形態の見直し、競争力と魅力ある水産業の形成、安全・安心な生産体制の整備をポイントとした施策を掲げた。

〔東日本大震災被災地派遣職員（県職員）からの聴取事項〕

宮城県沿岸部では、黒ノリ、カキ、ワカメ等の養殖が盛んであるが、これらの養殖に必要な、筏、ロープ、倉庫、器具、加工施設等が津波によって一度に失われた。そこで、養殖業を再開する事業者に対して、施設整備等に必要となる費用のうち、国が 6 分の 4、県が 6 分の 1 を補助する事業

が実施された。この補助を受けるためには、「原形復旧」と「施設の共同利用」が原則となっており、元々所有していた施設の規模、能力と比較して±10%以内であること、整備する施設を効率的に使用するために3経営体以上で共同利用を行うことが条件であった。

しかしながら、漁船、施設、機器類等の管理・運営状況に関する資料は漁業協同組合など沿岸部の現場において保管されており、それらが津波で流されてしまった結果、施設そのものがそこに存在していたことさえ証明するのが難しい状況となった。補助申請の際、以前所有していた施設の規模、能力を証明するために必要となる書類を準備することができずに苦勞した例も多く、事前にデータ消失のリスクを分散させておくことが重要であった。

取組項目Ⅲ-(3)-③ 漁業者等の経営再建に向けた相談等の実施

取組概要

被災した漁業者等は、漁船・漁具や養殖施設の被災、水産加工施設の被災、加工機械類の損壊等に加え、高齢化・後継者不足等に伴う操業再開意欲の低下など、早期回復や経営再建を図る上で多くの課題を抱えている。

災害復旧関連の取り得る金融支援について検討を行うとともに、早期の操業再開に向けた各種相談に対応することができるよう相談体制の強化を図る。

実施時期

震災2週間～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、融資制度にかかる情報提供や活用促進、操業の再開に向けての相談窓口の設置など、被災した漁業者等の経営再建を支援する。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、被災した漁業者の事業資金を円滑に融通し、災害復旧の促進及び経営の維持・再建を支援するため、平成23年3月14日に東日本大震災金融相談窓口（農林水産分野）を設置するとともに、5月には水産業関係機関向け説明会（金融相談）を開催するなど、被災漁業者に対し水産関係融資制度の周知を図った。



〔東日本大震災被災地派遣職員活動記録集から〕

被災した漁業者の中には、漁業を再開することができず、他業種への転職者もいた。離職を防ぐ意味からも、早期に事業を再開することができる環境を整えることが重要である。また、漁業者や水産関係団体は被災に伴う経営悪化により、行政からの補助があったとしても自己資金の確保に苦慮していたとともに、支援を受けるための事務手続きや事業に取り組んでいくための人員も不足していた。

取組項目Ⅲ-(3)-④ 県産水産物の販路の確保、取引拡大のための取組の強化

取組概要

震災により縮小もしくは喪失した県産水産物（水産加工物含む）の需要の回復・販路の回復を図るとともに、さらなる販路開拓・取引拡大のため、プロモーション活動の強化、新たな起業・創業に対する支援、付加価値の高い商品の開発・流通促進などの取組を総合的に実施することにより、早期の水産業の経営再建を支援する。

実施時期

震災 3 か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、県産水産物の需要の回復・販路の回復を図るとともに、プロモーション活動の強化など販路開拓・取引拡大に向けた取組を支援する。

〔洋野町の取組事例〕

洋野町では、町内の生産者、漁業協同組合、水産加工会社などが協力し、平成 25 年 11 月、「北三陸 世界ブランドプロジェクト実行委員会」を発足させ、「北三陸の食を日本、そして世界に届けるプロジェクト」という名のもと、北三陸の高品質な食資源を国内外に発信する、プレミアム海産物加工品の開発に着手した。

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、県と民間との協働により水産加工業などの販路回復や取引拡大をめざした商品力の向上を支援するため、平成 24 年 10 月に「三陸復興商品向上プロジェクト」を立ち上げ、相談会を開催して県内 108 社（平



成 25 年度末) の相談に応じたほか、東京都内の岩手県アンテナショップにおいて、開発・改良した商品のテストマーケティングを実施した。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、「みやぎの『食』ブランド再生支援事業（震災関連）」を立ち上げ、全国的にブランドとしての認知が高く、年間算出額（生産額）が上位にある農林水産物（カキ、ギンザケ、ホタテ、ノリ、ワカメ、ホヤ、イチゴ）7 品目について、専門アドバイザーの活用によるブランド再生戦略の策定、販路の断絶・縮小からの回復や販路開拓のための P R 活動、新たなマーケティング活動等に取り組み、みやぎ銀ざけ振興協議会や漁業協同組合等に対し、これらの活動経費の一部を助成した。

(4) 商工業の経営再建

取組項目Ⅲ-(4)-① 商工業の被害状況の把握

取組概要

復興に向けた支援策を講じていくため、被災した商工事業者の施設、設備、商品、原材料等の被害状況について、商工団体等を通じて把握する。

また、一旦把握した後についても、必要に応じて商工団体等あるいは事業者に対する調査を実施するなど、定期的に被害からの復旧状況を確認・把握するとともに、復興に向けて、被災事業者が抱える課題の把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した商工事業者の被害状況及び復旧状況の確認・把握に努める。また、被災事業者が抱える課題の把握に努める。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、地域企業の被害状況や復旧の見通し、復興に向けた施策のニーズ等を把握するため、市内の企業・各種団体に対して緊急ヒアリング調査を実施した。平成 23 年 4 月 12 日から 4 月 25 日までの調査期間において、市内事業所、各種団体 732 社（製造業 142 社、非製造業 590 社）に対し、物的人的被害状況（建物被害、設備被害、従業員被害、商品・製品等被害）、事業所の復旧目途、生産・営業活動の状況、今困っていることなどについて、直接面談または電話による聞き取り等を実施した。

また、ヒアリング調査の結果をふまえ、平成 23 年 11 月以降は年 2 回、市内の事業所 1,000 社に対して、郵送による調査「震災復興支援に向けたアンケート調査」を実施している。同調査では、時系列による復興状況の推移や事業所の経営動向を把握することにより、支援施策の企画立案などの基礎資料としている。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、平成 24 年度から年 2 回（夏と冬）、沿岸 12 市町村の商工会議所及び商工会の会員のうち被災した事業者に対し、事業の再開状況、事業所の復旧状況、雇用の状況、業績の状況、現在の課題等について把握す

る「被災事業所復興状況調査」を実施している。

取組項目Ⅲ-(4)-② 商工事業者の経営再建に向けた相談等の実施

取組概要

被災した商工事業者は、店舗や工場など建物の再建、必要な設備や原材料の購入、被災した商品・製品等の処分、雇用の維持など、経営再建に向けて多くの課題を抱えていることから、災害復旧関連の取り得る金融支援について検討を行うとともに、早期の事業再開、事業継続を促進するための相談体制の強化を図る。

実施時期

震災 2 週間～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、融資制度にかかる情報提供や活用促進、経営上の課題解決に向けての相談窓口の設置など、事業再開、事業継続、雇用の維持など被災した商工事業者の経営再建を支援する。

[大船渡市の取組事例]

大船渡市では、陸前高田市、住田町、商工会議所（商工会）等と連携し、故郷の復興のため、新たなビジネスの起業や事業拡大をめざす経営者や事業家を対象として、人材育成道場「未来創造塾」を開講した。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、塩釜商工会議所が震災から約 2 週間後の平成 23 年 3 月 23 日に臨時の相談窓口を開設した。同会議所の会館は津波で壊滅的な被害を受けていたため、会頭の会社に開設され、融資や公的助成、雇用保険関係の相談にあたった。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、金融機関等の協力のもと、平成 23 年 10 月に「岩手県産業復興相談センター」を開設し、専門家による相談窓口を設置するなど、震災で被害を受けた事業者の事業再開や事業継続を支援するとともに、迅速に対応できる体制を構築するため、沿岸部 12 か所に一次相談窓口として、地域事務所も設置した。



[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成 23 年 3 月 14 日に中小事業者の資金繰り支援のための特別相談窓口を庁内に設置して相談対応にあたりるとともに、同年 11 月に「宮城県産業復興相談センター」を開設した(地域事務所も県内 16 か所に設置)。

また、宮城県産業技術総合センターでは、工場や設備を失った中小事業者等に対して、施設や機器を開放するとともに、技術面での技術相談や試験分析等の支援を行った。

取組項目Ⅲ-(4)-③ 二重債務問題の解決に向けた支援

取組概要

被災した商工事業者は、経営再建に取り組むにあたり、再び借り入れを余儀なくされる二重債務問題に直面することとなる。

事業者が新たな融資をもとに事業の再開・継続に専念することができるよう、東日本大震災での先例を参考として、金融機関等関係者と連携し、二重債務問題の解決に向けた取組を進める。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

被災した商工事業者の経済的負担を軽減し、経営の安定化を図るため、県や関係団体等と連携して、二重債務問題の解決に向けて必要な支援に取り組む。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、平成 23 年 11 月に被災した県内事業者の早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、独立行政法人中小企業基盤整備機構、岩手県、県内地域金融機関の共同出資により「岩手産業復興機構」を設立し、債権買取の支援を行った。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成 23 年 8 月に「中小企業等の二重債務問題にかかる検討会議」を開催するとともに、同年 12 月に「宮城県産業復興機構」を設立、平成 24 年 3 月に初の債権買取案件が決定するなど、二重債務問題の解決に取り組んだ。

取組項目Ⅲ-(4)-④ 仮設店舗・工場等での事業再開の支援

取組概要

店舗や事業所、工場の被災により、事業再開、事業継続が困難となっている商工事業者に対して、東日本大震災での先例を参考として、損壊した施設設備の復旧・整備を支援するほか、賃貸型の共同仮設店舗の整備、空き店舗・工場の斡旋、被災工場の県内移転の促進など、本格的な経営再建に向けて、必要となる支援を実施する。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した商工事業者に対して、仮設店舗・工場など一時的な事業活動の場を確保するなど、本格的な経営再建に向けた支援を実施する。

なかでも、地域住民の生活を支え、コミュニティの中心的な役割を果たすことが期待される商店街の復旧については、市町の新しい復興まちづくりの取組と歩調をあわせた上で再構築が図られるため、長期的な視野に立ち継続した支援を実施する。

[陸前高田市の取組事例]

陸前高田市では、仮設店舗整備のための相談を平成 23 年 4 月 13 日から 8 月 1 日までの間、受け付けるとともに、5 月 2 日に仮設店舗整備にかかる説明会を開催した。

[気仙沼市の取組事例]

気仙沼市では、中小事業者の事業再開を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が仮設店舗、仮設工場等を整備し、市を通じて事業者に貸与する取組を実施した。この取組を通じての復興屋台村気仙沼横丁、気仙沼復興商店街南町紫市場の開設は、被災事業者の事業再開の場となるとともに新たな観光の拠点ともなり、地域のにぎわいを呼び戻すなど復興に向けた第一歩となった。

[南三陸町の取組事例]

南三陸町では、震災により 473 事業者が被災したものの、平成 27 年 1 月時点において、262 事業者が営業を再開した。

また、平成 23 年 4 月から毎月、復興市（福興市）を開催しており、平成 27 年 9 月には第 50 回の開催を迎えた。

特記事項

[東日本大震災全体としての事例]

東日本大震災では、中小の商工事業者の事業再開に向けて、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（通称：中小企業等グループ補助金）の活用が、国と県が一体となり進められ、被災した中小事業者等の施設設備の復旧・整備、商業機能の復旧促進・にぎわいの創出について支援が行われた。

[岩手県の取組事例]

岩手県では、山田町の中心市街地において、被災事業者等が共同で入居する商業施設整備を核とした「山田町まちなか再生計画」が、平成 27 年 3 月に県内で初めて国の認可を受けるなど、被災商店街の再生に取り組んだ。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、被災した中小製造事業者の事業再開・事業継続を支援するため、復興基金を活用し施設整備にかかる経費の一部について助成したほか、沿岸部の工業団地が仮設住宅用地として利用され、県内の事業用地が不足したことから、新たな企業立地の要望に対応できるよう、空き用地・空き工場の情報収集の強化や新たな工場団地の造成を行った。

取組項目Ⅲ-(4)-⑤ 販路の確保、取引拡大のための取組の強化

取組概要

被災した商工事業者の販路の回復を図るとともに、さらなる販路開拓・取引拡大を図るため、商談会や交流会の開催、新たな起業・創業に対する支援、新商品の開発・流通促進、商店街の集客力を回復させるための支援などを総合的に実施することにより、早期の商工業の再建を支援する。

実施時期

震災 3 か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した商工事業者の販路の確保を図るほか、新たな分野への事業進出、新商品の開発など取引拡大に向けた取組等を支援する。

[仙台市の取組事例]

仙台市では、仙台市産業振興事業団内に設置した東北復興ビジネスマッ



チングセンターを拠点に、ビジネスマッチングの専任スタッフが、ものづくり企業など地域企業の優れた製品・サービスを首都圏等の企業に直接売り込み、震災で縮小した販路の回復・拡大を支援した。また、売上が減少した中小企業等を対象に、販促スキルの向上を図るとともに、企業フェアの開催や首都圏等で開催される展示商談会への出展を通じ、仙台地域及び全国への販路拡大を支援した。

〔気仙沼市の取組事例〕

気仙沼市では、平成 25 年度からの 3 か年事業として、商談会や展示会、物産展等の販路開拓・拡大や P R 等に取り組む生産者に対し、必要な経費の一部を助成する補助金を創設した。

特記事項

〔岩手県の取組事例〕

岩手県では、被災した商店街のにぎわいを回復するため、被災商店街にぎわい支援事業を通じて、まちづくりアドバイザーを派遣し、個店の経営力向上や共同店舗の計画策定等の指導を通じて、新たな商店街の構築に向けた取組を支援した。

また、被災地における起業を促進し、魅力ある産業の創出による地域経済の活性化を図るため、平成 25 年度から、さんりく未来産業起業促進事業により起業希望者に対する支援を実施した。

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、受注先の確保が困難となった中小企業の販路開拓と取引拡大を図ることを目的に、中小企業者販路開拓・取引拡大支援事業により、宮城県、山形県、福島県三県合同商談会の実施や震災復興特別商談会を実施した。また、海外との取引が断絶、停滞するおそれのある県内企業に対しては、事業の継続を支援するため、被災中小企業海外ビジネス支援事業により海外との商談を行う県内中小企業に対して補助を行った。



(5) 観光業の経営再建

取組項目Ⅲ-(5)-① 観光業の被害状況の把握

取組概要

早期の営業再開、観光客の受入れに向けた環境を整備していくため、観光事業者の被災状況や観光客の受入可能性、観光地の被災状況について、観光関係団体等を通じて把握する。

また、一旦把握した後についても、必要に応じて観光関係団体等あるいは事業者に対する調査を実施するなど、定期的に被害からの復旧状況を確認・把握するとともに、復興に向けて、観光地が抱える課題の把握に努める。

実施時期

震災直後～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した観光事業者の被害状況及び復旧状況の確認・把握に努める。また、観光地が抱える課題の把握に努める。

特記事項

[宮城県の取組事例]

宮城県では、平成23年4月から平成24年3月にかけて、県内の観光施設の再開状況などの情報を掲載した、観光復興情報「むすび丸だより」を発行し、広く県内外に情報発信した。

取組項目Ⅲ-(5)-② 観光事業者の再建、観光地の復旧に向けた支援等の実施

取組概要

被災した観光事業者の早期の営業再開を支援するため、東日本大震災での先例を参考として、「(4) 商工業の再建」の各取組項目の「取組概要」における記載事項に準じて、経営再建に向けた金融支援や相談体制の強化、営業再開に向けた施設設備の復旧・整備等の対策に取り組む。

また、県が管理する自然公園施設の復旧等により修景の回復を図るなど、観光地の復旧に向けた取組も進める。

実施時期

震災 1 か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、被災した観光事業者の本格的な経営再建、営業再開に向けた支援、自然、歴史・文化、景観など地域に根ざした観光資源の復旧等に取り組む。

〔久慈市の取組事例〕

久慈市では、市内唯一の海水浴場である舟渡海水浴場が津波の被害を受けた。海水浴場の施設は流出した上、砂浜には瓦礫が散乱し、平成 23 年夏の海開きを行うことは難しい状況にあった。

しかし、地元漁業者を中心とした清掃活動が精力的に行われたことから、市では仮設テントによる更衣室や仮設トイレを設置し、東北 3 県で唯一海開きを行った。また、平成 25 年 2 月からは、レストハウスの改修、トイレの建て替え等の本格的な環境整備に取り組み、平成 26 年 3 月に関係工事が完了した。

〔気仙沼市の取組事例〕

気仙沼市では、平成 25 年 6 月に観光推進特区が認定され、観光産業の復旧・復興及び集積化に向けて、事業者（平成 27 年 5 月末時点で 75 事業者を指定）に対する税額控除等の特例措置が行われた。

特記事項

〔宮城県の取組事例〕

宮城県では、ホテル、旅館、民宿等の宿泊施設、観光遊覧船、観光案内所など被災した観光施設に対して、中小企業等グループ補助金を活用し復旧に必要な経費を支援した。また、被災した観光事業者の施設設備の修繕・修理、建替、入替、解体撤去等に要する経費の一部を助成するため、復興基金を活用して宮城県観光施設再生支援事業補助金を創設し、これらの事業に取り組んだ。

また、震災により被害を受けた松島公園内の土砂撤去や公園施設の修繕、園路歩道、管理道路の補修工事のほか、国定公園内の遊歩道や公園の再整備を行った。

取組項目Ⅲ-(5)-③ 自粛ムードにより沈滞した国内外の観光需要の喚起

取組概要

過去の震災事例を振り返ると、必ずと言ってもよいほど、風評被害の発生、観光の自粛ムードが広がり、観光産業に大きな打撃を与えている。

県内の観光地の安全・安心に関する情報、観光復興情報を発信し、これらの影響を早期に払拭させる取組を進める。

また、国内外からの観光客の回復を図るため、プロモーション及び誘客活動を強化するとともに、市町や観光関係団体等と連携して、復興支援と連動した旅行商品のプラン化及び流通促進に取り組むなど、観光産業の回復を図る。

実施時期

震災3か月～

市町に期待する役割

県や関係団体等と連携して、観光地の安全・安心に関する正確な情報を発信するとともに、誘客活動を強化することにより、風評被害や自粛ムードの早期払拭に取り組む。

〔陸前高田市の取組事例〕

陸前高田市では、市観光物産協会が窓口となり、観光ガイドが震災の語り部として、市内の被災地域を巡りながら説明を行うガイドツアーに取り組んだ。実施にあたっては、復興に関する研修会、震災の語り部視察研修会等の開催により、新たなガイドの育成にも取り組みながら、被災地を訪れる人々に、被害に遭いながらもそこに住んでいるからこそ話せる津波の状況、避難のあり方、復興の経過等を語り伝えている。(他にも、気仙沼市では回復途上の水産加工場を見学、南三陸町では被災者を受け入れた経験を有するホテル従業員からバス車内で震災時の経験を語っていただきながら復興の現場を見学、石巻市では被災した魚市場の現状を見学など、沿岸部の被災市町村において多くの取組事例あり。)

〔釜石市の取組事例〕

釜石市では、震災直後は農業体験を中心としたグリーンツーリズムを実施していたが、2年目からは、船に乗って海に出る漁船遊覧体験や自分で殻を剥いたホタテをその場で試食できるホタテの殻むき体験など、徐々に漁業体験が実施できるメニューを揃えた。

[塩竈市の取組事例]

塩竈市では、全国各地からの職員派遣を契機として生まれた地域間交流の芽を大切にするため、派遣元である自治体を訪問し、感謝の気持ちを伝えながら観光PRや特産品の販売などを行う交流事業に取り組んだ。

特記事項

[岩手県の取組事例]

岩手県では、教育旅行を沿岸地域の観光の柱とするため、三陸観光再生事業により、語り部団体のネットワーク化やスキルアップ、被災地情報の一元的な情報発信を行うとともに、教育旅行説明会の開催、旅行会社の招聘等を進めるなど、震災を風化させることなく震災学習を目的とした旅行の誘致に取り組んだ。

[宮城県の取組事例]

宮城県では、震災の影響により県内への観光を控えている県内外の観光客に対して正確な観光情報を発信するため、観光事業者や観光関係団体等が被災地、首都圏、関西圏等において開催する観光復興イベント等に対して、その実施にかかる経費の一部を助成したほか、県内外の一般消費者及び旅行エージェントや報道関係者等に対して、関係自治体等と協力して観光キャラバンなどを実施した。外国人観光客の誘致に向けては、回復が遅れている4市場（中国、台湾、香港、韓国）をはじめとした海外への正確な観光情報の提供に加え、官民一体となって受入体制の充実に取り組んだ。

また、新たに被災地を応援することを目的とした定着した「復興ツーリズム」の需要が好調であったため、語り部の育成や内陸部と沿岸部をつなぐ旅行商品の造成支援等に取り組み、甚大な被害を受けた沿岸部における交流人口の拡大を図った。

さらに、教育旅行の推進にあたっては、防災教育や被災地研修など新たなニーズに対応したメニューの整備にも取り組んだ。

第5章 地域コミュニティの再生に向けて

第5章では、「人間らしい生活を取り戻し、真の意味の復興（復幸）を成し遂げるにはどうすればよいか。」との問いに対する一つの答えとして、第4章に掲げた対策等を補完する形で、「復興」の基本理念に直接的に関わる取組について述べることにします。

1 「復興」の基本理念をふまえた平時からの取組

前章で掲げた取組のうち、特に「Ⅱ 地域の再生や生活の再建」で取り上げた取組項目を確実に実施することができれば、一人ひとりの幸福につながる真の意味の復興（復幸）に少しでも近づくことができるのだと思います。すなわち、「地域コミュニティの再生」という基本理念をふまえた復興の実現に結びつくのです。

しかしながら、ひとたび壊れてしまった「人間」や「人間関係」はなかなか容易には元に戻らない、ということは先にも述べたとおりです。

それだけに、これらの対策を補完する、さらに細やかな取組が必要になってきます。

それは、平時からの取組です。

第3章において、「そんなことは当たり前だ。」「平時からそうした社会環境をしっかりと整えることができさえいれば、復興プロセスにおける『人間』と『人間関係』の回復、といった問題に対しても、一定の解決が得られたことになるのではないか。」との反論が聞こえてきそうだと述べましたが、確かにそのとおりです。

ただし、問題は、そうした社会環境を平時から整備しておくことが必ずしも容易ではないということなのです。

夏祭りや盆踊りなどのイベントで交流を深めること、町内清掃や資源回収活動をまちぐるみで行うこと、運動会やラジオ体操などの健康づくり活動を実施すること、など――。

これらはたしかに、地域の絆を深めるためにはとても有効だと思います。こうした普段からの「顔の見える関係づくり」は、いざ災害時の活動にも大いに役立つと考えており、そのことを決して否定するものではありません。

しかし、震災からの復興、という観点で見たとき、ただ「顔の見える関係づくり」というだけではなく、「防災・減災」を見据えた環境づくりが必要になると考えます。



三重県は、東日本大震災の発生以降、緊急かつ集中的に実施する地震・津波対策として、住民一人ひとりが自らの手で自らの個別避難計画「My まっぷらん」を作成する仕組みや、女性や障がい者などの視点を取り入れて抜本的に見直した「避難所運営マニュアル策定指針」などを県内各地へ水平展開するという取組を精力的に進めてきました。その過程で、各地では、地域のみなさんが集まり、避難対策や避難所運営対策をはじめ「防災・減災」について議論する「ワークショップ」などが盛んに開催されるようになってきています。

また、平成26年4月に三重県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」において、防災・減災に関する人材の育成・活用についても、これまで以上に力を入れて取り組んでいます。

こうして、三重県では、「防災・減災」を見据えた「地域づくり」や「人づくり」を進めながら、「防災が特別なものではなく、日常生活の中に溶け込み、県民のみなさんの災害対応力が養われている状態をめざす」という「防災の日常化」の定着を図っています。

しかし、東日本大震災によって甚大な被害を被った岩手県や宮城県などの被災自治体においても、三重県と同様にあるいはそれ以上に、こうした「防災・減災」の取組が被災以前から熱心に行われていたということは、第1章においてすでに述べたところです。

そこで、三重県では、「防災・減災」を見据えた環境づくりという視点からさらに一歩踏み込んで、「復興」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要があると考えました。

そのために必要な視点は、迅速かつ円滑に復興を進めるための「地域の組織力」であり、被災者一人ひとりに寄り添った細やかな支援であり、次代を担う「若い力」の存在です。

それらの視点をふまえ、以下に、「復興」を見据えた平時からの取組として、3つの取組を記述することとします。

【ちから・いのち・きずなプロジェクト*】

三重県が現在推進している取組の一つに「ちから・いのち・きずなプロジェクト」があります。

これは、地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の充実とこれらの連携強化によって、「地域の組織力」を発揮して災害に対応することをめざすものです。

地域が一つのまとまりをもって災害に対応することができるよう、「共助」の



重要な担い手である消防団と自主防災組織がそれぞれの役割分担を明確にして、「防災」や「復興」の観点から地域の絆づくりを進めるのです。

役割分担を明確にする中で、たとえば、どちらの組織が主体となって、高齢者や障がい者などの災害時要援護者の方々を守るのか、そのことも決めておく必要があります。

災害時要援護者が、災害時に取り残されることのないよう、また、復興プロセスの中でより事態が深刻化し疲弊していくことのないよう、平時から、援護者・要援護者の垣根を越えた、まとまりのある社会環境を「地域の組織力」を活用することにより築いていくことが大切だと考えます。

こうして「地域の組織力」を培っておけば、たとえ大規模災害によって地域コミュニティが破壊されたとしても、「防災」や「復興」の目的のもとで育った人々の手によって「共助」が発揮され、その結果、少しでも早い「地域コミュニティの再生」へと結びついていくのではないのでしょうか。

しかしながら、それでもなお、大規模災害が地域コミュニティを破壊してしまうことは間違いありません。

第2章では、過去最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、約13,000世帯もの仮設住宅が必要になると述べました。つまり、これほど多数の世帯が全壊・焼失・流出し、ゼロからの生活再建を迫られることになるのです。大勢の県民の復興に向けた長い道のりの始まりです。

そうした長い復興プロセスの中で、地域防災力の中核を担う消防団と自主防災組織の人々には、被災者一人ひとりに寄り添う細やかな対応が期待されますが、彼らには、地域全体の復旧・復興に向けた業務があり、そもそも彼ら自身が被災しているため、そうした細やかな対応の全てを求めるのは酷であり、不可能だと言えます。

そこで、次に、そうした役割の担い手として登場するのが、ボランティアです。

* 激化する自然災害に緊急的に対応できる地域防災力を強化するため、その中心となる「消防団」と「自主防災組織」の充実強化を図り、この二つの組織がまとまりをもって、災害対応に力を発揮するための人づくりの新たな仕組みを構築するプロジェクト。

平成27年度にキックオフし、自主防災組織に指導・助言ができる消防団員（アドバイザー）づくり、実践的な活動ができる自主防災組織リーダーづくり、消防団と自主防災組織が相互の活動を理解し合うための場づくり、消防団と自主防災組織が連携して活動するモデル事業の実施などの取組を進めている。

【災害ボランティア】

本来、復興（復幸）の形は、人によって異なります。だから、被災者の数だけ復興の姿はあるのです。こうした、それぞれの人が望む復興をそばで寄り添いながら支援できる存在、それがボランティアです。

人と人との格差が生まれたときにそれを取りなしたり、新たな生活環境になじめない人が周囲になじめるよう、人と人をつなぐ存在になったり、ボランティアは、被災者にとって、笑顔や泣き顔の見える、心が見える、そんな支援を行うことができる重要な存在になると思います。

しかし、ここにも大きな課題があります。

それは、復興プロセスにおいて発生するボランティアニーズがあまりに大きいため、県内のボランティアだけでは被災者のニーズを充足できないだろうということです。このことは、先に述べた、消防団や自主防災組織の人々の力だけに頼ることができないのと同様の問題です。

そこで、県外からのボランティアに支援を求めることが必要となってきます。

前章の「Ⅱ 地域の再生や生活の再建（９）ボランティアの受入体制の整備」においても、そのことを復興の取組項目の一つとして掲げました。しかし、受入体制の整備といっても、災害に見舞われてから急に、というのではなかなか思うように進まないでしょう。

そのため、平時から、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制の強化に取り組むとともに、市町等における現地センターの円滑な設置・運営に向け、センター設置・運営マニュアルの策定をはじめ、マニュアルに基づく訓練の実施など、必要な体制づくりを進めておくことが重要となります。

東日本大震災の被災地では、事前の受入体制が整っていなかったために、被災地の外からのボランティアの受入れがスムーズにできず、せつかくの支援の申し出を断るケースがありました。一方で、外部からの支援を受け入れる、いわゆる「受援」をスムーズに進めた被災地では、復興が早く進んだという報告もあります。

「地域コミュニティの再生」をふまえた真の復興（復幸）に向けて、災害ボランティアの活動環境の整備に取り組むことが極めて重要です。

【防災教育】

第３章で、「本来、復興の原動力ともなるべき、次代を担う児童生徒」と記述しましたが、「三重県新地震・津波対策行動計画」においても、「防災教育を受けた三重の子どもたちが、10年、15年経って大人となり、自分自身が地域防災の担い手として活躍するようになったとき、また、親として自分たちの子ども



の世代に防災教育の教えや学びを引き継いでいくようになったとき、『防災の日常化』のあるべき姿がようやく実現したと言えるのではないか。」と述べています。

防災教育を通じて、次世代の地域防災の担い手を育てていくことは、近い将来、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害が発生したとき、地域のコミュニティが受ける被害の軽減につながるだけでなく、その後の復興プロセスにおいても、彼らは大きな役割を果たすことになるはずです。

東日本大震災でボランティア活動に取り組んだ県内の高校がまとめた報告書には、「被災地の子ともと交流した。できれば年に1回は会いに行きたいと思った。テレビでよく言っている『絆』ってこのことなんだなと思った。」とか、「作業を手伝うだけでなく、災害にあった方々と交流することも、ボランティアの一つであることを知った。」など、参加した生徒の感想が掲載されています。このような貴重な経験をした生徒たちは、きっと、三重県が震災復興に取り組むこととなった際も、率先して行動してくれるのではないのでしょうか。

将来を見据えたとき、「ちから・いのち・きずなプロジェクト」や「ボランティア」の主演となるのも、また、今を生きる子どもたちです。その意味から、この復興指針においても「防災教育」を重要な取組の一つとして位置づけたいと考えます。

もちろん、これらの3つの取組が、「地域コミュニティの再生」をふまえた平時からの復興対策の全てではありません。この他、県や市町で進めているさまざまな防災・減災対策の一つひとつが復興対策につながっています。ここでは、その中でも特に重視したい取組を掲げたつもりです。

また、これらは、県と市町の連携協力なくして進めることのできない取組です。今後、本指針に沿って、より実効性のある取組へと高めていきたいと考えています。

さらに、こうした平時からの取組の延長線上には、第4章で掲げた取組項目の他にも、復興プロセスの中でより細やかな取組として具現化されるものがあります。そして、それらは、より住民に近い立場にある基礎自治体である市町

の取組として多く見受けられます。

次項で、東日本大震災以降の復興例から、そのいくつかを紹介することとします。

2 平時からの取組の延長線上にある取組

東日本大震災の被災地では、被災者一人ひとりに寄り添って見守り支援を行うための体制づくり、被災者が相互に力をあわせて課題解決を図ることができる体制づくりのため、以下のような取組が行われました。

【岩手県】

「応急仮設住宅運営にあたってのガイドライン」や「災害公営住宅等における見守り事業実施の手引き」などのマニュアルを作成し、市町村に配布するなど自治会の設置を促進しました。

また、災害公営住宅への入居など恒久的住宅への移行が本格化する中で、新しい居住環境におけるコミュニティ形成の支援が必要となることから、地域の支援者を対象に「災害公営住宅への移行研修」を実施し、移行期に必要な支援やコミュニティ対策の必要性について意識の醸成を図りました。

【宮城県】

地域コミュニティの再構築に向けて、市町等と連携し、12 地区（平成 27 年 6 月 1 日時点）において「復興応援隊」を配置し、仮設住宅自治会へのサポートやイベント開催による集客交流の場づくりなど、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を支援しました。

災害公営住宅等における地域コミュニティ機能の強化に向けて、自治会等が主体的に取り組むコミュニティ再生活動を支援するため、平成 27 年度から地域コミュニティ再生支援事業補助金を創設しました。

【福島県】

災害公営住宅の入居者同士や地域住民との新たなコミュニティの構築を図るため、コミュニティ交流員を災害公営住宅に派遣し、自治組織の活動支援、イベントの企画、ニュースレターの作成など交流活動を支援しました。

【釜石市】

市社会福祉協議会への委託を通じて、平成 26 年 2 月から、復興公営住宅サポーター（3 名）を配置し、復興公営住宅サポート事業を開始しました。高齢化、独居化、転居等による人と人のつながりの希薄化が進む中、入居者に対する戸別の安否確認、生活指導、相談のほか、地域住民との交流を促進するためのサロンを実施するなど、地域コミュニティの再構築に向けて積極的な働きかけを行いました。

【大槌町】

地域支援員を配置して、仮設住宅の見守り支援やコミュニティ活動支援を実施しました。

また、買い物弱者となる高齢者等に対し、町社会福祉協議会、宅配業者、地元のスーパーマーケット、ドラッグストア等が連携し、買い物サポートサービスを展開しました。

【仙台市】

応急仮設住宅に入居している全ての世帯を対象とした戸別訪問等を実施し、把握した情報をもとに、4つの世帯類型（生活再建可能世帯、日常生活支援世帯、住まいの再建支援世帯、日常生活・住まいの再建支援世帯）に応じて細やかな支援を行う「被災者生活再建推進プログラム」を策定しました。各世帯の状況や課題、支援の必要性に基づき、復興事業局と区役所が中心となり、市社会福祉協議会やNPO等と連携しながら、支援を実施しました。

【気仙沼市】

応急仮設住宅（プレハブ住宅）において、お茶会、趣味等による交流を促進するとともに、入居者名簿の作成や班体制の整備などにより自治組織の設立や運営を支援しました。また、福祉関係者やコミュニティづくりを得意とするNPO等と連携し、高齢者、障がい者、子ども等への見守りや声がけ、生活相談などの包括的なサポートの仕組みづくりを進めました。

災害公営住宅や防災集団移転団地の整備に対応し、高齢者等の生活再建や自立生活を支援するため、生活援助員（LSA；ライフサポートアドバイザー）が巡回訪問を行い、安否確認や見守り等を実施しました。

【多賀城市】

「震災以前よりも、より良い地域社会にするためには、そこで暮らす市民のつながりや集まりである地域コミュニティを震災以前よりも、もっとより良いコミュニティにしなければならない」との考えのもと、被災地区自治会・町内会再生支援事業を通じて、地域支援員2名を被災地区に派遣し、自治活動の再生支援を行いました。なかでも、平成26年10月から入居開始となった災害公営住宅では、お互いを知らない入居世帯が大半であったことから、入居者同士の関係づくり、入居者と地域との接点づくりを進めるため、平成27年3月までの6か月間で、計11回の交流会を開催しました。また、自治会設立に向けた説明会及び懇談会を平成26年12月に開催したほか、平成27年1月から2月にかけて、自治会設立準備会の立ち上げ、そして同年3月の自治会設立総会の開催など、継続して支援を行いました。さらに、自治会設立後もサークル活動への支援を行うなどさらなる交流を促進しました。



このほかにも、コミュニティ活動の拠点である集会所が津波により被災したことから、地区集会所復旧整備事業により現状復旧のための工事・修繕等を行うことにより、機能回復を図りました。

【岩沼市】

岩沼市では、市域の 48%（被災地では最も高い割合）が浸水するなど、沿岸部の 6 つの集落が壊滅的な被害を受けました。市は、「コミュニティの維持」を復旧・復興の基本方針に掲げ、地区単位での避難所の避難、地区単位での仮設住宅への入居、地区単位での集団移転先への移転を進めました。

集団移転に際しては、持続的なまちをつくっていくためには、多少時間がかかっても、住民自らが決めていくことが最適であると考え、被災住民、移転先地区の住民、学識経験者等で構成する「まちづくり検討委員会」を発足させ、市も一体となって、移転先のまち歩きやワークショップの開催など、まちづくりの想いを形にするための取組をきめ細かく実施しました。国土交通大臣による事業計画の同意（平成 24 年 3 月）、宮城県知事による開発行為の許可（同年 5 月）、着工（同年 8 月）など、被災地の中では先陣を切って事業の進展が図られ、住民の意向が反映された集団移転先では、かつてのコミュニティに沿うような配置で宅地が造られました。

【東松島市】

入居率が 2 割を切った仮設住宅団地については集約対象としていく、という市の方針をふまえ、仮設住宅への戸別訪問等を行っていた「地域サポートセンター（市社会福祉協議会への委託）」では、各仮設住宅団地をつなぐ事業に新たに取り組むこととなりました。

仮設住宅の垣根を超えて交流し顔なじみになることは、集約後に生じる再度のコミュニティづくりにつながるものであり、毎月 1 回、ノルディックウォークや料理教室等を楽しみ、最後は必ずお茶を飲んで語り合う場を設けるなど、仮設住宅団地同士の交流を図りました。

平時からの取組とその姿勢が、いざ災害時に、速やかに、かつ円滑に、こうした細やかな取組を展開することへと結びついていきます。

そして、ここに掲げた被災地におけるさまざまな取組からは、「与える支援ではなく引き出す支援」の重要性が浮かび上がってきます。被災者を「支援される側」として固定化するのではなく、被災者の力を引き出し、被災者自身が復興の担い手として「支援する側」にもなることができるような取組が重要だということです。



東日本大震災の被災地において、被災者自身がボランティアとして活動したケースも少なくありません。

こうして、被災者が、生きがいを取り戻し、自己肯定感を回復することが、真の意味の「復興」、一人ひとりの「復幸」へとつながっていくということなのではないでしょうか。

これらの取組事例等を参考にしながら、県と市町、そして全ての県民のみなさんとで、復興に向けて、今、何をなすべきなのか、深く考えることが重要だと思います。

参考資料

東日本大震災をはじめとする、これまでの震災復興において、被災自治体が策定した復興計画や記録誌、国がまとめた報告書や資料など、復興関連資料を収集し、以下に掲載しました。（東日本大震災については、主に、岩手県及び宮城県の被災自治体が策定した計画等に掲載しました。）

被災地における復興に向けた懸命の取組に学ぶことが、いざ三重県が大規模災害に見舞われたとき、復興プロセスを円滑に進めることにつながると考え、本指針の策定にあたっては、特に第2章・第4章において、下表に掲載した資料から、被災自治体の実際の取組事例を一部引用するなど参考としています。

また、下表のうち、県・市町村議会による議決を経て策定された計画等については、（*）印を付しています。

1 東日本大震災における復興関連資料

復興計画・記録誌等	策定年月
【岩手県】	
東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針	平成 23 年 4 月
岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）（*）	平成 23 年 8 月
岩手県東日本大震災津波復興計画（第 1 期実施計画）	平成 23 年 8 月
東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書	平成 24 年 2 月
岩手県東日本大震災津波復興計画の取組状況等に関する報告書（いわて復興レポート）	平成 24 年 8 月
岩手県東日本大震災津波の記録	平成 25 年 3 月
岩手県東日本大震災津波復興計画（第 2 期実施計画）	平成 26 年 3 月
いわて復興レポート 2013	平成 26 年 3 月
いわて復興レポート 2014	平成 26 年 7 月
いわて復興のあゆみ	平成 26 年 12 月
東日本大震災津波を教訓とした防災・復興に関する岩手県からの提言	平成 27 年 1 月
いわて復興レポート 2015	平成 27 年 7 月
【盛岡市】	
東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針（復旧期編）	平成 23 年 6 月
盛岡市東日本大震災一周年記録誌 私たちの未来は被災地とともに	平成 24 年 4 月



東日本大震災に係る盛岡市復興推進の取組方針（再生期編）	平成 26 年 4 月
-----------------------------	-------------

【宮古市】

宮古市震災復興基本方針	平成 23 年 6 月
宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）	平成 23 年 10 月
宮古市東日本大震災復興計画（推進計画）	平成 24 年 3 月
東日本大震災における災害対応行動の検証報告書	平成 24 年 3 月

【大船渡市】

大船渡市災害復興基本方針	平成 23 年 4 月
大船渡市復興計画（＊）	平成 23 年 10 月

【北上市】

北上市東日本大震災復興支援計画	平成 25 年 5 月
-----------------	-------------

【久慈市】

久慈市復興ビジョン	平成 23 年 5 月
久慈市復興計画	平成 23 年 7 月
久慈市復興事業記録集	平成 27 年 1 月

【陸前高田市】

陸前高田市震災復興計画策定方針	平成 23 年 5 月
陸前高田市震災復興計画（＊）	平成 23 年 12 月
陸前高田市東日本大震災検証報告書	平成 26 年 7 月

【釜石市】

釜石市復興まちづくり基本計画復興プラン骨子	平成 23 年 7 月
釜石市復興まちづくり基本計画（＊）	平成 23 年 12 月
釜石市東日本大震災検証報告書	平成 24 年 3 月
釜石市東日本大震災検証報告書（学校・子ども関連施設編）	平成 27 年 3 月
撓（たわ）まず屈せず 復旧・復興の歩み	平成 27 年 3 月

【大槌町】

大槌町震災復興基本方針	平成 23 年 6 月
大槌町東日本大震災津波復興計画（基本計画）（＊）	平成 23 年 12 月
大槌町東日本大震災津波復興計画（実施計画）	平成 24 年 5 月
大槌町東日本大震災検証報告書	平成 26 年 3 月

【山田町】

山田町復興ビジョン	平成 23 年 6 月
山田町復興計画	平成 23 年 12 月

【岩泉町】

岩泉町震災復興計画（骨子）	平成 23 年 5 月
岩泉町震災復興計画（＊）	平成 23 年 9 月
東日本大震災記録 復興への足跡	平成 24 年 3 月



【田野畑村】

東日本大震災田野畑村災害復興計画（復興基本計画）（＊）	平成 23 年 9 月
東日本大震災田野畑村災害復興計画（復興実施計画）	平成 24 年 3 月
東日本大震災田野畑村記録書 記憶を未来へ	平成 24 年 7 月

【普代村】

普代村災害復興計画基本方針	平成 23 年 6 月
普代村災害復興計画	平成 23 年 9 月

【野田村】

野田村東日本大震災津波復興基本方針	平成 23 年 5 月
野田村東日本大震災津波復興計画	平成 23 年 11 月

【洋野町】

洋野町復興ビジョン	平成 23 年 6 月
洋野町震災復興計画	平成 23 年 7 月
洋野町東日本大震災大津波の記録	平成 26 年 3 月

【宮城県】

宮城県震災復興基本方針	平成 23 年 4 月
東日本大震災の記録（暫定版）（土木部）	平成 23 年 9 月
東日本大震災 6 か月の記録（産業技術総合センター）	平成 23 年 9 月
宮城県震災復興計画（＊）	平成 23 年 10 月
宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（復旧期）	平成 24 年 3 月
みやぎ・復興の歩み 1	平成 24 年 3 月
東日本大震災～宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証～	平成 24 年 3 月
石巻からの活動報告～東日本大震災 1 年の軌跡～（東部保健福祉事務所）	平成 24 年 3 月
東日本大震災 1 年の記録（気仙沼保健福祉事務所）	平成 24 年 3 月
東日本大震災における心のケア～発災から 10 か月の活動記録～	平成 24 年 3 月
東日本大震災 1 年の記録（みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み）	平成 24 年 3 月
東日本大震災 職員の証言（想い）（土木部）	平成 24 年 3 月
東日本大震災に係る教育関連記録集	平成 24 年 4 月
宮城県企業局災害復旧の記録	平成 24 年 5 月
東日本大震災復興元年 半年の記録（みやぎの住宅・社会資本再生・復興のあゆみ）	平成 24 年 9 月
東日本大震災の記録（出納局）	平成 24 年 10 月
東日本大震災～保健福祉部災害対応・支援活動の記録～	平成 24 年 12 月
みやぎ・復興の歩み 2	平成 25 年 3 月



東日本大震災（続編）～宮城県の発災 6 か月後から半年間の災害対応とその検証～	平成 25 年 3 月
石巻からの活動報告～東日本大震災 2 年目の記録～（東部保健福祉事務所）	平成 25 年 3 月
東日本大震災 2 年目の記録（みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み）	平成 25 年 3 月
甞れ みやぎの下水道～東日本大震災からの復旧の記録～	平成 25 年 3 月
東日本大震災～発災から 1 年間の災害対応の記録～（農林水産部）	平成 25 年 6 月
東日本大震災～宮城県環境生活部の活動記録～	平成 25 年 7 月
恒久住宅移行期における被災者生活支援活動の課題と取組例（保健福祉部）	平成 25 年 10 月
宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画（再生期）	平成 26 年 3 月
みやぎ・復興の歩み 3	平成 26 年 3 月
石巻からの活動報告～東日本大震災 3 年目の記録～（東部保健福祉事務所）	平成 26 年 3 月
東日本大震災 3 年目の記録（みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み）	平成 26 年 3 月
みやぎ・復興の歩み 4	平成 27 年 3 月
東日本大震災復旧期の取組記録誌	平成 27 年 3 月
東日本大震災～宮城県の発災後 1 年間の災害対応の記録とその検証～	平成 27 年 3 月
宮城県議会震災記録誌～東日本大震災発災から 3 年間の宮城県議会のあゆみ～	平成 27 年 3 月
宮城県復興まちづくりのあゆみ～震災から 4 年間を振りかえって～	平成 27 年 4 月
石巻からの活動報告～東日本大震災 4 年目の記録～（東部保健福祉事務所）	平成 27 年 6 月

【仙台市】

仙台市震災復興基本方針	平成 23 年 4 月
仙台市震災復興計画（＊）	平成 23 年 11 月
東日本大震災の記録～3.11 をわすれないために～（せんだいメディアアテーク・仙台市民図書館）	平成 24 年 2 月
東日本大震災仙台市震災記録誌～発災から 1 年間の活動記録～	平成 25 年 3 月

【石巻市】

石巻市震災復興基本方針	平成 23 年 4 月
石巻市震災復興基本計画（＊）	平成 23 年 12 月
石巻市震災復興基本計画実施計画	平成 24 年 2 月

【塩竈市】

塩竈市震災復興計画	平成 23 年 12 月
塩竈市東日本大震災復旧・復興の記録明日へ	平成 27 年 3 月

**【気仙沼市】**

気仙沼市震災復興計画（＊）	平成 23 年 10 月
東日本大震災被災から前進するために（気仙沼市立学校長会他）	平成 24 年 3 月

【白石市】

白石市東日本大震災復興計画	平成 23 年 9 月
東日本大震災白石市の記録	平成 26 年 3 月

【名取市】

名取市震災復興計画（＊）	平成 23 年 10 月
東日本大震災名取市の記録	平成 26 年 9 月

【角田市】

角田市震災復旧・復興基本方針	平成 23 年 5 月
角田市震災復旧・復興基本計画	平成 23 年 8 月

【多賀城市】

多賀城市震災復興基本方針	平成 23 年 4 月
多賀城市震災復興計画	平成 23 年 12 月
あの日を忘れない東日本大震災の記録	平成 25 年 4 月

【岩沼市】

岩沼市震災復興基本方針	平成 23 年 4 月
岩沼市震災復興計画グランドデザイン	平成 23 年 8 月
岩沼市震災復興計画マスタープラン	平成 23 年 9 月
東日本大震災岩沼市の記録～震災から 3 年 地域再生と復興への軌跡～	平成 26 年 3 月

【登米市】

登米市震災復興計画	平成 23 年 12 月
-----------	--------------

【栗原市】

栗原市震災復興ビジョン	平成 23 年 12 月
震度 7 東日本大震災 栗原市の記録	平成 24 年 4 月

【東松島市】

東松島市東日本大震災復旧・復興指針	平成 23 年 4 月
東松島市震災復興基本方針	平成 23 年 6 月
東松島市復興まちづくり計画（＊）	平成 23 年 12 月
東松島市東日本大震災記録誌 あの日を忘れず ともに未来へ～東松島一心～	平成 26 年 3 月

【大崎市】

大崎市震災復興基本方針	平成 23 年 6 月
大崎市震災復興計画	平成 23 年 10 月
東日本大震災の記録～宮城県大崎市災害からの復興～	平成 26 年 4 月

**【亘理町】**

亘理町震災復興基本方針	平成 23 年 9 月
亘理町震災復興計画（＊）	平成 23 年 12 月

【山元町】

山元町震災復興基本方針	平成 23 年 8 月
山元町震災復興計画（＊）	平成 23 年 12 月

【松島町】

松島町震災復興基本方針	平成 23 年 7 月
松島町震災復興計画	平成 23 年 12 月

【七ヶ浜町】

七ヶ浜町震災復興基本方針	平成 23 年 4 月
七ヶ浜町震災復興計画	平成 23 年 11 月

【利府町】

利府町震災復興基本方針	平成 23 年 9 月
利府町震災復興計画	平成 23 年 12 月

【涌谷町】

涌谷町復興まちづくりマスタープラン	平成 24 年 3 月
-------------------	-------------

【女川町】

女川町復興計画（＊）	平成 23 年 9 月
------------	-------------

【南三陸町】

南三陸町震災復興計画（＊）	平成 23 年 12 月
---------------	--------------

【三重県】

東日本大震災支援活動の記録	平成 24 年 3 月
みえ災害ボランティア支援センター東日本大震災活動報告書 2011. 3. 11→2012. 1. 31	平成 24 年 3 月
みえ災害ボランティア支援センター東日本大震災活動報告書 2012. 2. 1→2012. 12. 31	平成 25 年 3 月
みえ災害ボランティア支援センター東日本大震災活動報告書 2013. 1. 1→2013. 12. 28	平成 25 年 12 月
東日本大震災被災地派遣職員活動記録集	平成 27 年 3 月
東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 追補版	平成 27 年 10 月

【国他】

東日本大震災からの復興の基本方針	平成 23 年 7 月
被災地域の経済・産業の現状と復旧・復興の取組（復興庁）	平成 26 年 12 月
災害復興対策事例集（内閣府）	平成 27 年 3 月



復興の現状と課題（復興庁）	平成 27 年 9 月
「国難」となる巨大災害に備える～東日本大震災から得た教訓と知見～（公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構、「国難」となる巨大災害に備える編集会議）	平成 27 年 9 月
東日本大震災からの復興の状況と最近の取組（復興庁）	概ね半年毎に更新
復興の現状と取組（復興庁）	概ね 2 か月毎に更新
住まいの復興工程表（復興庁）	概ね四半期毎に更新
東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況（復興庁）	毎月更新
公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（復興庁）	概ね四半期毎に更新
公共インフラ以外の復興施策の取組状況（暮らしや地域経済活動の再生等）（復興庁）	毎年更新
ポータルページ：ここで見える復旧・復興状況（住宅・公共インフラの復旧・復興状況）（復興庁）	随時更新
ポータルページ：ここで見える復旧・復興状況（医療・福祉・教育の復旧・復興状況）（復興庁）	随時更新
ポータルページ：ここで見える復旧・復興状況（産業の復旧・復興状況）（復興庁）	随時更新
ポータルページ：ここで見える復旧・復興状況（地域からの復興情報）（復興庁）	随時更新

2 東日本大震災以外の大規模災害における復興関連資料

【北海道南西沖地震（平成 5 年 7 月）】

奥尻町災害復興計画（奥尻町）	平成 7 年 3 月
北海道南西沖地震災害記録（北海道）	平成 7 年 3 月
北海道南西沖地震奥尻町記録書（奥尻町）	平成 8 年 3 月

【阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月）】

神戸市復興計画ガイドライン（神戸市）	平成 7 年 3 月
阪神・淡路震災復興計画－基本構想－（兵庫県）	平成 7 年 4 月
神戸市復興計画（神戸市）	平成 7 年 6 月
阪神・淡路震災復興計画（ひょうごフェニックス計画）（兵庫県）	平成 7 年 7 月
阪神・淡路震災復興計画推進方策（兵庫県）	平成 10 年 3 月
阪神・淡路大震災教訓情報資料集（内閣府）	平成 11 年 3 月
阪神・淡路震災復興計画後期 5 か年推進プログラム（兵庫県）	平成 12 年 11 月
阪神・淡路震災復興計画最終 3 か年推進プログラム（兵庫県）	平成 14 年 12 月
阪神・淡路大震災復興 10 年総括検証・提言報告（兵庫県）	平成 17 年 3 月



阪神・淡路大震災今後の復興施策の推進方針（兵庫県）	平成 23 年 5 月
復興制度等提言事業調査報告書（兵庫県）	平成 27 年 6 月

【新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）】

新潟県中越大震災復興ビジョン（新潟県）	平成 17 年 3 月
新潟県中越大震災復興計画（新潟県）	平成 17 年 8 月
新潟県中越大震災の記録（新潟県土木部）	平成 19 年 3 月
新潟県中越大震災復興計画（第二次）（新潟県）	平成 20 年 4 月
新潟県中越大震災復興計画（第三次）（新潟県）	平成 23 年 3 月
新潟県中越大震災復興検証報告書（新潟県）	平成 27 年 3 月

【福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）】

玄界島震災復興記録誌（福岡市）	平成 20 年 3 月
福岡県西方沖地震記録誌（福岡市）	平成 20 年 9 月

【能登半島地震（平成 19 年 3 月）】

能登半島地震復興プラン（石川県）	平成 19 年 10 月
能登半島地震災害記録誌（石川県）	平成 21 年 3 月

【紀伊半島大水害（平成 23 年 9 月）】

紀伊半島大水害～平成 23 年台風第 12 号による災害の記録～（三重県）	平成 24 年 3 月
紀伊半島大水害記録誌（紀宝町）	平成 26 年 3 月

む す び に

本指針のむすびにあたり、三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」の委員長を務めていただいた河田恵昭教授（関西大学社会安全学部・社会安全研究センター 理事・センター長）から、お言葉をいただきました。

大災害が発生した後に起こるであろう事態の全てを予想することはできません。ひとたび発災すれば、被害をゼロに抑え込むことはできませんし、分からないことばかりのことが起きる、これが災害なのです。

しかし、事前に分かっていることもあります。過去に発生した大規模災害からの復興では、同じような課題が指摘され、何度も繰り返されています。とりわけ住まいや暮らしの再建は、1年や2年で完了するものではなく、長い歳月を要します。

予想を超えた事態に対処していくのは困難を伴いますが、少なくとも事前に予想できていたことについては、しっかりと準備をしておけば、迷うことなく対処することができます。迅速に対処できれば、被災生活に及ぼす影響を最小限にし、速やかな復旧・復興にもつながります。

今回策定された「三重県復興指針」は、全国の自治体を見回しても、ほかに例のない取組です。大規模災害の発生を前提として、その後の復旧・復興の過程において必要となる取組を、東北地方の被災地における事例や教訓に真摯に学び、真剣に考えたものとなっています。

三重県では、県、市町、県民が一体となって防災・減災対策に取り組むなど、良好な関係が築かれています。また、災害ボランティア活動をはじめ、県民主体の活動も活発です。これらの特長は、三重県の特長であり、今後も伸ばしてほしいと考えています。なぜなら、こうした特性が、いざ南海トラフ地震に見舞われた際に、いち早く県民生活を取り戻すための回復力の源となるからです。

災害が発生して、最も困難を抱えることになるのも、困難な事態を切り拓くために実際に行動しなければならないのも、被災者となる県民のみなさんです。だからこそ、過去の災害で生じた課題や問題など、学ぶことができることに對しては、県民一人ひとりが思いを馳せて、事前準備として何ができるのかを考えてほしいと思います。

「三重県復興指針」を基に、復興に向けてのさまざまな議論や検討が進められることを期待しています。

